

報 道 資 料

令和2年4月24日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第230号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第325号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和2年4月23日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 河川整備課
- ◎ 対象行政文書：奈良県平成緊急内水対策事業における貯留施設等候補地の抽出に係る以下の文書（開示請求時点のもの）
 - ・市町から抽出のあった63箇所の貯留施設等の候補地一覧表
 - ・大和郡山市から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・河合町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・田原本町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・大和高田市から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・王寺町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・御所市から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・広陵町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・桜井市から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・川西町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・三宅町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・葛城市から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・斑鳩町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・天理市から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
 - ・三郷町から提出された貯留施設等の候補地調査票及び添付書類
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 個人（公務員（広陵町職員を除く。）を除く。）の役職及び氏名
 - イ 個人の電話番号
 - ウ **候補地（個人が所有する土地を除く。）を特定できる記述**
 - エ 候補地のうち、個人が所有する土地を特定できる記述
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のイ及びウ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
 - イ 上記不開示部分のウ
条例第7条第5号に該当
県の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため
 - ウ 上記不開示部分のイ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
条例第7条第5号に該当
県の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため

※審査請求の対象は、上記不開示部分のうちウのみ。

◎ 審査会の結論：実施機関は、本件審査請求の対象となった不開示部分をすべて開示すべきである。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、内水被害の解消に効果のある適地で貯留施設等の整備を進める奈良県平成緊急内水対策事業（以下「本件事業」という。）について、貯留施設等の整備に向けた具体的検討を行うため、学識者2名で構成する適地選考委員会を立ち上げた。実施機関は、適地選考委員会における検討材料とするため、関係する24市町（以下「本件市町」という。）に対し貯留施設等の整備を検討する候補地案の抽出を依頼した。

本件行政文書は、本件市町から提出された貯留施設等の候補地調査票（以下「本件調査票」という。）及び添付書類並びに本件調査票の記載内容を実施機関が取りまとめた貯留施設等の候補地案の一覧（以下「本件候補地案一覧」という。）である。本件調査票及び本件候補地案一覧には貯留施設等を整備する候補地案の所在地区名、種別、施設の名称、敷地面積等の諸元、貯留可能量及び懸案事項等が記載されており、添付書類として位置図、公図、写真及び土地登記事項証明書等が添付されている。

2 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、本件調査票及び添付書類並びに本件候補地案一覧に記載された候補地（個人が所有する土地を除く。）を特定できる記述（以下「本件対象情報」という。）について、公にすることにより不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあること及び適地選考委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると主張している。

本件対象情報は、本件決定時点において、適地選考委員会において内水被害の軽減に資するものであるか否か等について技術的な観点から総合的に検討されていた、本件市町が抽出した貯留施設等を設置する候補地案に係るものであって、公共施設の敷地等の公共用地並びに土地改良区及び水利組合が所有又は管理するため池を特定する情報である。

実施機関は、本件対象情報を公にすることにより生じる県民等の混乱については、候補地案となった庁舎等の入居団体に立ち退きを迫られる懸念が生じることによる契約上の混乱等である旨説明している。

条例第7条第5号に規定する「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、「不当に」とは、当該情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県民等の混乱が看過しえない程度のものであると解されている。

本件対象情報は普通地方公共団体、土地改良区及び水利組合が所有又は管理する土地に関するものであることから、土地改良区及び水利組合については、利排水管理や水害予防等を目的として設立された団体であることから、いずれも公的な役割を担う団体が公的な用途に使用している土地に係る情報であり、貯留施設が極めて公共性が高い施設であることを考慮すると、本件対象情報は、公的な用途の範囲内での使途の変更に係る情報に過ぎないと認められる。

そうすると、実施機関が主張するような、候補地案となった庁舎等（以下「庁舎等」という。）の入居団体との契約上の混乱等については、実施機関又は本件市町において、個別に対応することにより回避し得る程度のものであると考えるのが相当であることから、当該入居団体等において看過しがたい程度の混乱が生じるとまでは認められない。

したがって、本件対象情報を公にすることにより、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとする実施機関の主張は認められない。

次に、実施機関は、本件対象情報を公にすることにより、庁舎等からの退去を懸念する入居団体や、工事車両の通行による騒音等や悪臭、病害虫の発生など生活環境の悪化を懸念する入居団体や県民等から、適地選考委員会の委員に不当な圧力が加わるおそれがある旨も主張している。

条例第7条第5号に規定する「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、実施機関内部における検討が十分ではない情報が公になることによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合であって、審議、検討等の途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであると解されている。

実施機関が主張するように、本件対象情報を公にすることによって、庁舎等からの退去を懸念する入居団体や生活環境の悪化を懸念する県民等から適地選考委員会の委員に対し意見や要望等が行われる可能性は否定できない。

一方で、河川整備等の公共事業では、その政策立案過程において、広く県民等から意見を聴取し、政策に反映していくことも多いと考えられるところ、本件事業においては、実施機関は、地元関係者等との調整完了以前において、貯留施設等の候補地について、広く県民等に公表し、意見を聴取する機会は設けていない旨説明している。

また、先に述べたような、公的な用途の範囲内での使途の変更に過ぎないという本件対象情報の性質から、県民等の意見や要望等が、適地選考委員会の委員に対する誹謗中傷や著しく強い要望等に及ぶおそれがあるとまでは、通常想定できない。

そして、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進するという情報公開制度の趣旨も考慮すると、本件対象情報を公にすることによって県民等が適地選考委員会の委員に対して意見や要望等を行ったとしても、適地選考委員会における適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであるとまでは認められない。

したがって、本件対象情報を公にすることによって、適地選考委員会における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする実施機関の主張は認められない。

これらのことから、本件対象情報を公にすることによって、県民等の間に不当な混乱が生じるおそれ、適地選考委員会における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件対象情報は、条例第7条第5号の不開示情報に該当しない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年	7月13日		
② 決定	平成30年	9月10日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年	10月19日		
④ 諮問	平成30年	11月16日		
⑤ 経過	令和元年	10月25日	第235回審査会	審議
	令和元年	11月29日	第236回審査会	審議
	令和元年	12月25日	第237回審査会	審議
	令和2年	1月31日	第238回審査会	審議
	令和2年	2月27日	第239回審査会	審議
	令和2年	3月25日	第240回審査会	審議